

論文題目 武力紛争における国際人権法と国際人道法の交錯

法学研究科公法学専攻

高嶋 陽子

1. 本論文の研究対象

本論文は、国際法における「武力紛争時の人権法と人道法の交錯」という研究分野における議論を明らかにし、現在の通説的理解に対して再考を試みるものである。同研究対象は、とりわけ第二次世界大戦後の国際社会における人権の国際的保障への関心の高まりと、武力紛争時の犠牲者保護に関する人道法の発展という過程において生じ議論されてきた。「人権法 (human rights law)」は、一般に国家とその国民との関係を規律する法であり、平時に妥当する法 (law of peace) であることから、戦争や武力紛争においては一般にその適用が制限されてきた。これとは対照的に、「人道法 (humanitarian law)」と呼ばれる一連の法規範は、武力紛争という特殊な状況に妥当し、戦時法 (law of war) の系譜に属する法として、主に武力紛争時の交戦者間や紛争当事国と文民との関係での適用が想定されている。しかしながら、両法の法的性格や妥当基盤にみられる違いにもかかわらず、現在の通説的理解では専ら両法の関連性が注目され、両法は補完的又は統合的であると説かれる。このような主張がなされる一方で、両法の関係がいかなるものであるかについては国際法上も未だ明確ではない。現代国際法において国際人権法と国際人道法の間をどのように捉え、理解し、位置付ければよいであろうか。以上に鑑み、本論文は「武力紛争における人権法と人道法の交錯」の問題を、3つの角度(理論・規定構造・適用事例)から分析することにより、両法の「交錯」をその法的基盤の観点から再検討することを目的とするものである。

2. 本論文の構成及び概要

本論文は、序論と結論に加え、全3部、全6章から構成されている。

まず、第1部では、武力紛争における「国際人権法と国際人道法の交錯の理論状況」を明らかにすることを目的とした。「第1章 伝統的議論枠組」では、主に1960年代後半から国連の場で展開された「武力紛争における人権 (Human rights in armed conflicts)」をめぐる議論にみられる概念上の混乱とその位置づけについて確認したうえで、伝統的な議論枠組であり、またかかる国連での議論への批判としても位置付けられる、「分離説 (separatists)」の立場について検討した。続く「第2章 交錯の法的根拠」では、現代では通説とされる

「補完説 (complementarists)」や「統合説 (integrationists)」の議論の射程をそれぞれ検討した。その結果、次のことが導出された。

戦争違法化がなされる以前の国際法秩序においては、戦時平時の二元的な国際法構造のもとで両法の関係や重複適用の問題はそれほど問題とされなかったという消極的理由から、分離的把握が主流であったと考えられる。しかしながら第二次世界大戦後は、人権や人道に関する多数国間条約が相次いで成立したことで、両法を条約関係に還元した議論の基盤が生まれた。また 1960 年代以降は、国連の「武力紛争における人権」の議論が注目されたこともあり、それを批判する形で伝統的議論枠組を維持する観点から学説上も分離説が意識的に主張されてきた傾向がある。現在では通説とされる補完説や統合説は、現代国際法において両法が関係性をもつことを前提に、それを理論的に説明するため唱えられてきたものであり、その内実は各法体系にみられる実体的手続的な欠缺を相互に補充し、法目的の共有という観点から両法の融合を支持する立場であることが明らかとなった。

次に、第 2 部では、「国際人権法と国際人道法の適用範囲」に関する条約規定を比較検討することで、各法の実体面における交錯の所在を明らかにすることを目的とした。

「第 3 章 武力紛争における人権法の適用範囲」では、主要な人権条約である自由権規約、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約が、武力紛争という文脈においてどのように適用されるかについて検討した。分析は次の 2 つの論点—武力紛争時の人権条約の継続適用可能性及び域外適用可能性について行った。「第 4 章 武力紛争における人道法の適用範囲」では、国際人道法の主要な条約である 1949 年ジュネーヴ諸条約及び 1977 年第一及び第二追加議定書の検討を行った。国際人権法とは異なり、国際人道法は戦争や武力紛争の存在を前提として適用が開始される法であり、また対象とされる個人は、「捕虜 (prisoner of war)」や「文民 (civilian)」といった一定の属性を有するものと理解されている。従って、分析は次の 2 つの論点—「武力紛争 (armed conflict)」の存在の意味及び受益者の範囲について行った。

その結果、武力紛争における人権法と人道法の「交錯」という観点から、締約国が同時に国際人権法と国際人道法上の義務を負うのは次の 2 つの場合であることが明らかとされた。第一は、占領地域における「文民」についてであり、具体的には人権条約上の「管轄の下」にある個人 (外国人) と、文民条約上の「被保護者」たる「敵国民」、第一追加議定書における「文民及び文民たる住民」が同一対象について適用可能となり、その場合に国際人権法と国際人道法の「交錯」が生じうる。第二は、内戦や非国際的武力紛争の場合であり、人権条約上の逸脱措置がとられず継続適用がなされる場合や、逸脱できない権利が適用されている場合に、同時に共通第 3 条や第二追加議定書が適用可能であれば、その場合の「敵対行為に直接参加しない者」については両法の適用が実定法解釈上も可能であると解される。

さらに、「第 3 部 裁判所による紛争処理過程における交錯」では、武力紛争における人権法と人道法の適用が問題となった裁判実行を検討することで事例における「交錯」の実態を明らかにすることを目的とした。なお、既に第 1 部及び第 2 部における検討から、両

法の交錯が理論上も実定法解釈上も問題となるのは占領及び内戦の場合であることが明らかとなったため、分析対象とする判例はかかる適用場面に関するものを扱った。また手続的な側面として、国家間条約を設立根拠とする国際裁判所においては、紛争の当事者適格や裁判所の解釈適用権限又は適用法規がそれぞれ異なるため、武力紛争における人権法と人道法の交錯という問題について紛争処理フォーラムが異なることに起因して現れる違いについても併せて勘案したうえで検討を行った。

「第 5 章 占領地域における人権法と人道法」では、占領地域における国際人権法と国際人道法の適用が問題となった国際司法裁判所における 2 つの事例—2004 年「パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結」に関する勧告的意見及び 2005 年「コンゴ領における軍事活動」事件（コンゴ民主共和国対ウガンダ）判決を検討した。「第 6 章 内戦・非国際的武力紛争における交錯」では、とりわけヨーロッパ人権裁判所における 2005 年「イサイエヴァ」事件判決の検討を行った。その結果、次のことが導出された。

国際司法裁判所の適用法規は条約や慣習法を含む国際法であるから、同裁判所は国際人権法と国際人道法の両法の解釈適用権限を有する。占領における両法の適用が扱われた上述の 2 つの事例では、両法は関連性をもつことなく別個に適用され、交錯は問題とされていない。他方で、ヨーロッパ人権裁判所は、人権条約の解釈適用機関であるため国際人道法を含む他の国際法を直接の適用法規とするための法的根拠を明示的には有していない。しかし、同裁判所では国家のみならず被害者たる「個人」が国家を相手に請求を行うことが可能であり、武力紛争時の個人の権利保障の問題が扱われる機会が生じた。「イサイエヴァ」事件では、チェチェン紛争におけるロシア軍による空爆措置によって生じた生命権の剥脱の問題が扱われ、かかる権利の解釈過程で裁判所が実質的に依拠した基準が国際人道法に近いものであることから両法の「交錯」が議論されたが、武力紛争の様相を呈するような強度の紛争について人権法の枠組を用いて判断することには限界も存在することが明らかとなった。

3. 結論

武力紛争において人権法と人道法が交錯するのは極めて限定的な場合であり、幾つもの前提を付した上で理論上も実行上も可能となることが明らかとなった。従って、両法の法的関係をアプリオリに措定するのではなく、各法が備える規範内容や適用条件にみられる違いを十分に勘案したうえで議論を行う必要があるといえる。

以 上